

外国語指導助手（ALT）業務委託業者選定

プロポーザル実施要領

1 業務名

外国語指導助手（ALT）業務委託

2 業務の目的

本業務は、国際化社会に対応した教育施策の一環として、福岡県の県立高等学校及び県立中等教育学校に外国語指導助手を配置することにより、生きた外国語や外国文化・生活に触れる機会を提供し、外国語によるコミュニケーション能力の向上と国際感覚の養成を図ることを目的としています。平成20年度より、福岡県が昭和62年度から実施している事業の更なる充実と発展のため、一部を民間会社に委託しております。

平成22年度につきましても、一部を民間会社に一定期間委託します。

3 業務概要

(1) 委託内容

- ①外国語指導助手の配置
- ②外国語指導助手配置に伴う管理・運営
- ③その他福岡県が必要と認め、委託業者が合意する業務

(2) 配置校

外国語指導助手の配置校は、別紙「配置校一覧」のとおりとします。

(3) 配置日

- ①配置期間：平成22年4月12日から平成22年7月20日まで
- ②委託時限：祝日を除き、原則として月曜日から金曜日までの午前8時00分から午後17時15分までの間で、1日7時間（但し、45分間の休憩時間を除きます。）とします。

4 外国語指導助手資格要件

外国語指導助手の資格要件は、以下のとおりとします。

- (1) 日本国法令を遵守すること。
- (2) 外国籍を有すること。
- (3) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格「教育」、もしくは、配偶者ビザ、永住者ビザを有すること。
- (4) 大学の学士号取得者であること。
- (5) 語学教師としての資格を有する者又は英語教育に熱意があること。
- (6) 英語が母語であり、英語圏諸国における英語の発音、リズム、イントネーション、発声において優秀であり、かつ現代の標準的な語学力を備えていること。文章力、文法力が優れていること。
- (7) 日本における教育、特に外国語教育に関心があること。
- (8) 積極的に生徒と共に活動することに意欲があること。

5 外国語指導助手の業務内容

- (1) 県立学校において、担当教員の行う外国語教育の補助
- (2) 外国語教材作成及び外国語能力コンテスト等への協力
- (3) 外国語教員の外国語に関する研修への協力
- (4) 特別活動、部活動への協力
- (5) その他福岡県が必要と認め、委託業者が合意する業務

6 参加資格

参加者は、次の要件すべてに該当するものに限り、

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。
- (3) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業体であること。
- (4) 過去3年の間に、福岡県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と、外国人講師による講演若しくは授業をすることを目的とした契約を締結した実績があること。

7 提案を求める項目及び選定方法について

参加申込をした業者に対し後日開催する説明会において説明します。

8 プロポーザル概要

(1) 事務局

この選定プロポーザルに係る事務局は以下のとおりです。

事務局：福岡県教育庁教育振興部高校教育課

住 所：福岡県福岡市博多区東公園7-7

T E L : 092-643-3903（直通）、092-651-1111（代表）内線 5497、5494

F A X : 092-643-3906

E-mail : kkokyo@pref.fukuoka.lg.jp

(2) プロポーザルの日程（予定）

委託事業者選定の基本的な流れは、以下のとおりとします。

公 告	公 告 問 合 せ 対 応	参 加 申 込 書 提 出 期 限	説 明 会 （ 関 係 文 書 配 布 ）	問 合 せ 受 付 期 間	問 合 せ に 対 する 回 答	提 案 書 提 出 期 限	ヒ ア リ ン グ 実 施	選 考 結 果 連 絡	見 積 書 提 出 期 限
2/5 ～ 2/15	2/5 ～ 2/15	2/15	2/17	2/17 ～ 2/19	2/23	3/11	3/17	3/18	3/23

(3) 参加申込

本プロポーザルに参加する事業者は、プロポーザル参加申込書を提出してください。

参加申込書の提出要領は以下のとおりとします。

期 日：平成22年2月15日（月）午後5時まで（必着）郵送又は直接持参

提 出 先：福岡県教育庁教育振興部高校教育課（担当：古屋敷悟、大野恭平）

提 出 物：①参加申込書（様式1：1部）

②契約実績書及び契約書の写し（様式2：1部）

③会社の概要（様式自由：10部）

※②については、実績のうち最も規模が大きいもの1件分

(4) 公告に関する問合せについて

公告に関する問合せは、平成22年2月5日(金)午前9時から平成22年2月15日(月)午後3時まで、E-mail(kkokyo@pref.fukuoka.lg.jp)でのみ受付けます。

回答は、随時E-mailにて個々に回答します。本期間は、公告に記載された事項以外の問合せは受付けません。

9 説明会

本プロポーザルに参加する意思を表明した事業者に対し、以下の日程で説明会を開催します。

期 日：平成22年2月17日(水)午前10時から午前12時まで

会 場：福岡県吉塚合同庁舎特3会議室(7階)

なお、当日提案書の作成に関する資料を配布します。

10 質疑

質疑には、原則指定した期間を除いては回答しません。ただし、県民が一般的に知り得る事実の確認や事務手続に関する確認のための質問については、事務局の判断により回答します。

11 提案書の提出

説明会の内容に応じて、平成22年3月11日(木)15時までに提案書を提出して頂く予定としております。

詳細については、説明会において説明します。

12 ヒアリングの実施

選定委員会が業者の評価を行うために、平成22年3月17日(水)に提案書に基づいたヒアリングの実施を予定しています。

詳細については、説明会において説明します。

13 提案書の取扱い

提案書の取扱いについては、以下のとおりとします。

- (1) 提出後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めません。
- (2) 著作権は、それぞれの企画提案者に帰属します。
- (3) 提案者は、福岡県が行う提案書の公表について、提出書類等の利用を許諾することとします。
- (4) 業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (5) 提出された提案書は、情報公開請求を受けた場合は、福岡県情報公開条例の定めるところにより、公開対象の文書となります。

14 その他

(1) 失格要件

以下の場合には、選定委員会において審査のうえ、失格となることがあります。

- ①提案書に虚偽の記載がある場合
- ②提案書に記載された総括責任者が、きわめて特別な場合(死亡、病床等)を除き担当できないことが明らかになった場合
- ③選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ④提案書が期限を過ぎて提出された場合
- ⑤ヒアリングに欠席した場合
- ⑥その他、選定委員会において不相当と認められた場合

(2) その他

- ①本契約は平成 22 年度予算により執行されます。予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、契約を解除もしくは内容を変更することとなります。
- ②今回提示しております内容については、変更することがあります。内容の変更を行った場合は、平成 22 年 2 月 17 日(水)に行われる説明会において連絡します。
- ③提案書の作成及び提出に係る費用については提案者の負担とします。
- ④本県が提供した資料は、本県の了解なく公表、使用することができません。